

23 日 獣 発 第 157 号

平成 23 年 8 月 24 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会 長 山 根 義 久
(公印及び契印の押印は省略)

**畜産農家等への資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等、
並びに「つなぎ融資」の農家への周知について**

このたび、平成 23 年 8 月 10 日付け、23 総合第 1011 号、23 生畜第 1048 号、23 経営第 1476 号「牛肉から食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されていることにより影響を受ける畜産農家等への資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について」をもって、農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長の連名で、別添写しのとおり通知があったので、貴会関係者に周知方お願いします。

このたびの通知の内容は、本年 8 月 3 日及び 4 日の衆参両議院の農林水産委員会決議を踏まえ、牛肉から食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されていることにより影響を受けている畜産農家等の経営、維持継続に必要な資金が円滑に融通されるとともに、個別の経営事情に応じ、既貸付金の償還猶予等が図られるよう、都道府県知事及び関係機関に対して別添写しのとおり改めて依頼したので、本会会員に対して、適切な指導を依頼されたものです。

また、平成 23 年 8 月 11 日付け、23 生畜第 959 号、23 経営第 1388 号「『つなぎ融資』の農家への周知について」をもって、農林水産省生産局畜産部畜産企画課長、経営局金融調整課長の連名で、別添写しのとおり通知があったので、貴会関係者を通じ、農家への別添チラシの配布により、つなぎ資金についての国の実質的債務保証による取組内容の周知方お願いします。

本件内容の問合せ先

日本獣医師会事業担当 長野

TEL 03-3475-1601



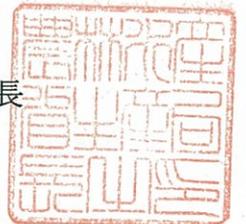
23 総合第1011号
 23 生畜第1048号
 23 経営第1476号
 平成23年8月10日

社団法人日本獣医師会会長 殿

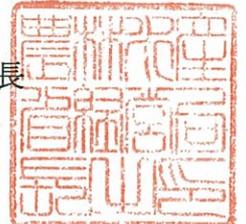
農林水産省総合食料局長



農林水産省生産局長



農林水産省経営局長



牛肉から食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されていることにより影響を受ける畜産農家等への資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について

今般、本年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されていることについては、地域的な拡大とともに消費者の食の安心を揺るがす一方、風評被害による枝肉価格の暴落、出荷制限や出荷自粛、牛肉消費の減退等の影響により、肉用牛農家が計り知れない経済的損失を被っていることはもちろんのこと、食肉流通業、外食産業等にまで大きな影響を及ぼしているところであり、経営に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念される所です。

つきましては、8月3日及び4日に、衆参両議院の農林水産委員会において、それぞれ、政府に対し、「金融機関に対して、再度、資金の円滑な融通、既貸付金償還猶予について強く要請を行うこと」等を求める内容の決議が行われたことを踏まえ、都道府県知事及び関係機関に対して別添写しのとおり改めて依頼したので、御承知いただくとともに、貴会会員に対して、適切な指導をお願いいたします。



写

23総合第1011号
23生畜第1048号
23経営第1476号
平成23年8月10日

株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁
沖縄振興開発金融公庫理事長

殿

農林水産省総合食料局長

農林水産省生産局長

農林水産省経営局長

牛肉から食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されていることにより影響を受ける畜産農家等への資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について

今般、本年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されていることについては、地域的な拡大とともに消費者の食の安心を揺るがす一方、風評被害による枝肉価格の暴落、出荷制限や出荷自粛、牛肉消費の減退等の影響により、肉用牛農家が計り知れない経済的損失を被っていることはもちろんのこと、食肉流通業、外食産業等にまで大きな影響を及ぼしているところであり、経営に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、従来から資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等については御配慮をお願いしてきたところではありますが、8月3日及び4日に、衆参両議院の農林水産委員会において、それぞれ、政府に対し、「金融機関に対して、再度、資金の円滑な融通、既貸付金償還猶予について強く要請を行うこと」等を求める内容の決議が行われたことを踏まえ、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な資金が円滑に融通されるとともに、個別の経営事情に応じ、既貸付金の償還猶予等が図られますよう、一層の御配慮及び傘下系統金融機関に対してもその旨を周知徹底するよう、よろしくお願いいたします。

なお、都道府県知事に対して別添写しのとおり依頼したので、御了知願います。

写

23総合第1011号
23生畜第1048号
23経営第1476号
平成23年8月10日

農林中央金庫代表理事理事長 殿

農林水産省総合食料局長

農林水産省生産局長

農林水産省経営局長

牛肉から食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されていることにより影響を受ける畜産農家等への資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について

今般、本年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されていることについては、地域的な拡大とともに消費者の食の安心を揺るがす一方、風評被害による枝肉価格の暴落、出荷制限や出荷自粛、牛肉消費の減退等の影響により、肉用牛農家が計り知れない経済的損失を被っていることはもちろんのこと、食肉流通業、外食産業等にまで大きな影響を及ぼしているところであり、経営に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、従来から資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等については御配慮をお願いしてきたところではありますが、8月3日及び4日に、衆参両議院の農林水産委員会において、それぞれ、政府に対し、「金融機関に対して、再度、資金の円滑な融通、既貸付金償還猶予について強く要請を行うこと」等を求める内容の決議が行われたことを踏まえ、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な資金が円滑に融通されるとともに、個別の経営事情に応じ、既貸付金の償還猶予等が図られますよう、一層の御配慮及び傘下系統金融機関に対してもその旨を周知徹底するよう、よろしく願いいたします。

なお、都道府県知事に対して別添写しのとおり依頼したので、御了知願います。

写

23総合第1011号
23生畜第1048号
23経営第1476号
平成23年8月10日

一般社団法人全国銀行協会会長
社団法人第二地方銀行協会会長
社団法人全国地方銀行協会会長
社団法人全国信用金庫協会会長
社団法人全国信用組合中央協会会長
㈱商工組合中央金庫代表取締役社長
株式会社日本政策投資銀行代表取締役社長

殿

農林水産省総合食料局長

農林水産省生産局長

農林水産省経営局長

牛肉から食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されていることにより影響を受ける畜産農家等への資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について

今般、本年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されていることについては、地域的な拡大とともに消費者の食の安心を揺るがす一方、風評被害による枝肉価格の暴落、出荷制限や出荷自粛、牛肉消費の減退等の影響により、肉用牛農家が計り知れない経済的損失を被っていることはもちろんのこと、食肉流通業、外食産業等にまで大きな影響を及ぼしているところであり、経営に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、従来から資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等については御配慮をお願いしてきたところではありますが、8月3日及び4日に、衆参両議院の農林水産委員会において、それぞれ、政府に対し、「金融機関に対して、再度、資金の円滑な融通、既貸付金償還猶予について強く要請を行うこと」等を求める内容の決議が行われたことを踏まえ、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な資金が円滑に融通されるとともに、個別の経営事情に応じ、既貸付金の償還猶予等が図られますよう、一層の御配慮（及び貴会会員に対してもその旨を周知徹底するよう、）よろしくお願いいたします。

なお、都道府県知事に対して別添写しのとおり依頼したので、御了知願います。

写

23総合第1011号

23生畜第1048号

23経営第1476号

平成23年8月10日

全国農業協同組合中央会会長
全国農業協同組合連合会代表理事長
独立行政法人農林漁業信用基金理事長
全国農業信用基金協会協議会会長理事

殿

農林水産省総合食料局長

農林水産省生産局長

農林水産省経営局長

牛肉から食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されていることにより影響を受ける畜産農家等への資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について

今般、本年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されていることについては、地域的な拡大とともに消費者の食の安心を揺るがす一方、風評被害による枝肉価格の暴落、出荷制限や出荷自粛、牛肉消費の減退等の影響により、肉用牛農家が計り知れない経済的損失を被っていることはもちろんのこと、食肉流通業、外食産業等にまで大きな影響を及ぼしているところであり、経営に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、従来から資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等については御配慮をお願いしてきたところではありますが、8月3日及び4日に、衆参両議院の農林水産委員会において、それぞれ、政府に対し、「金融機関に対して、再度、資金の円滑な融通、既貸付金償還猶予について強く要請を行うこと」等を求める内容の決議が行われたことを踏まえ、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な資金が円滑に融通されるとともに、個別の経営事情に応じ、既貸付金の償還猶予等が図られますよう、一層の御配慮及び貴会会員に対してもその旨を周知徹底するよう、よろしく願いいたします。

なお、都道府県知事に対して別添写しのとおり依頼したので、御了知願います。

写

23総合第1011号
23生畜第1048号
23経営第1476号
平成23年8月10日

都道府県知事 殿

農林水産省総合食料局長

農林水産省生産局長

農林水産省経営局長

牛肉から食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されていることにより影響を受ける畜産農家等への資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について

今般、本年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されていることについては、地域的な拡大とともに消費者の食の安心を揺るがす一方、風評被害による枝肉価格の暴落、出荷制限や出荷自粛、牛肉消費の減退等の影響により、肉用牛農家が計り知れない経済的損失を被っていることはもちろんのこと、食肉流通業、外食産業等にまで大きな影響を及ぼしているところであり、経営に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、従来から資金の円滑な融通については御配慮をお願いしてきたところではありますが、8月3日及び4日に、衆参両議院の農林水産委員会において、それぞれ、政府に対し、「金融機関に対して、再度、資金の円滑な融通、既貸付金償還猶予について強く要請を行うこと」等を求める内容の決議が行われたことを踏まえ、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な資金が円滑に融通されるよう、一層の御配慮をお願いするとともに、個々の畜産農家等に対してもその旨を周知徹底するよう、よろしく願いいたします。

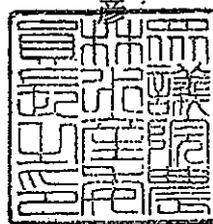
なお、関係機関に対して別添写しのとおり依頼したので、申し添えます。

衆農委百七十七第六号

平成二十三年八月三日

衆議院農林水産委員長

山田正彦



農林水産大臣

鹿野道彦殿



本委員会において「原発事故による牛肉からの放射性セシウムの検出に関する件」について、別紙のとおり決議した。
右参考送付する。

原発事故による牛肉からの放射性セシウムの検出に関する件

東京電力株式会社社の原発事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されている件については、地域的な拡大とともに消費者の食の安心を揺るがす一方、風評被害による枝肉価格の暴落、出荷制限や出荷自粛、牛肉消費の減退等の影響により、肉用牛農家が計り知れない経済的損失と精神的苦痛を被っていることはもちろんのこと、食肉流通業、外食産業等にまで大きな影響を及ぼしている。

他方、畜産業者等の損害賠償請求に対する東京電力株式会社の仮払いは遅滞し、支払額も少額に留まり、本払いの見通しも立っておらず、被害者の早期救済に向けた目途が全く立っていない状況にある。

このような事情の下で、食の安全・安心を確保するとともに、畜産業に携わる方々が安心して経営できる環境を整えるため、政府は、稲わら等の利用制限についての周知徹底が十分でなかったことにより被害が拡大したことを重く受けとめ、また、様々な影響が生じていることにかんがみ、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 消費者の信頼回復に向けた安全管理体制を確立するため、汚染された牛肉を出荷した県については、国の主導により速やかに全頭検査を行い、安全証明書を発行すること。その際、検査基準を明示するとともに、検査機器や検査要員の確保、検査費用等について国による財政支援を行うこと。

二 今回の原発事故により被害を受けた生産者、流通業者等の早期救済を図るため、出荷制限以外の牛肉で市場価格の下落等により被害を受けた生産者、流通業者等への被害の賠償につき、適切に指針に位置付けるよう原子力損害賠償紛争審査会に働きかけ、早期の仮払いが実現され、全損害額の賠償が早急かつ適切になされるようにすること。

三 二による賠償の支払いに当たっては、平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律及び原子力損害賠償支援機構法に基づき、速やかに仮払いを行うこと。

四 三に加え、牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されている件については、先般農林水産省が公表した緊急対策を国による主体的な取組としてさらに充実・強化し、農家等に対して早急に立替払いをすること。特に、

出荷遅延対策として立替払いの増額など肉用牛農家等に対する経営支援の一層の充実や、汚染された稲わらを給与された牛の肉については、すべて国の責任によって、市場から隔離すること、加えて、出荷制限の指示が出された県については、出荷適期にある肉用牛についても農家の意向を踏まえ全頭を買い上げること等買上対象の範囲の拡大を図ること。

さらに、汚染された牛肉を出荷したすべての県については、肉用牛肥育経営安定特別対策事業(新マルキン)の運用改善を適用するとともに、平成十三年のBSE発生時に講じた「BSEマルキン」を参考に、物財費をすべてまかなうことを前提として、生産者の負担を求めず、毎月補てん金を支払うこと。また、出荷制限・出荷自粛について、解除のルールを明確にすること。

五 「稲わら等の緊急供給支援対策」では、稲わらについて、当面の必要数量と供給可能数量及び供給方法を早急に明示し、農家の不安の解消に努めるとともに、今後生産される稲わら等の自給粗飼料について放射性物質の検査を実施し、安全性の確認と万全の流通対策を行うこと。

六 政府は、早急に実態調査を行った上で、金融機関に対して、再度、資金の円滑な融通、既貸付金償還猶予について強く要請を行うとともに、飼料メーカーに対する飼料代の支払い猶予のさらなる要請に加え、その経営に支障を来さないよう、対策を講じること。

また、汚染された牛肉を出荷した県や農協等が、独自に生産者や関連産業に融資を行った場合、国は支援を行うこと。

七 農地土壌の汚染拡大を防止し、食品衛生上問題がない農産物の生産を確保するため、早急に堆肥等の放射性セシウムの基準を設定するとともに、基準を超えるものの取扱いについて、政府全体としての方針を明確にすること。

八 汚染牛肉については、市場隔離を徹底するとともに、早急に処理方法について検討し実行すること。
右決議する。



23 生畜第 959 号

23 経営第 1388 号

平成 23 年 8 月 11 日

社団法人日本獣医師会担当部長 殿

農林水産省生産局畜産部畜産企画課長

農林水産省経営局金融調整課長

「つなぎ融資」の農家への周知について(依頼)

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、当面の資金繰りに支障を来す農林漁業者等に対する金融の一層の円滑化については、これまで関係金融機関等に対して依頼してきたところです。

このような中、牛肉から食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたことに伴い出荷制限等の指示が出されたことから、肉用牛農家においては、経営及び生活の維持に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念されているところです。

一方、肉用牛農家を含む農家からは、つなぎ資金についての国の実質的債務保証による取組自体を知らなかったという声が、引き続き聞こえてきているところです。

つきましては、貴職におかれましては、傘下会員等の畜産部会その他作物別部会等を通じ、農家に別添のチラシを配布いただき、迅速かつ遺漏なく全農家に本取組の内容の周知をお願いします。また、農家に対する一層の円滑な資金の融通に努めて頂きたいと、傘下会員等に対してこの旨を周知徹底するよう、よろしくお願いいたします。

なお、関係道県その他関係機関に対し別添写しのとおり依頼したので、ご了承ください。



写

23生畜第959号
23経営第1388号
平成23年8月11日

農林中央金庫総合企画部長
独立行政法人農林漁業信用基金農業第一部長
全国農業信用基金協会協議会常務理事
一般社団法人全国銀行協会業務部長
社団法人全国地方銀行協会業務部長
社団法人第二地方銀行協会業務部長
社団法人信用金庫協会業務部長
社団法人全国信用組合中央協会業務企画部長
株式会社日本政策金融公庫
農林水産事業本部営業推進部長

殿

農林水産省生産局畜産部畜産企画課長

農林水産省経営局金融調整課長

「つなぎ融資」の農家への周知について(依頼)

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、当面の資金繰りに支障を来す農林漁業者等に対する金融の一層の円滑化については、これまで関係金融機関等に対して依頼してきたところです。

このような中、牛肉から食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたことに伴い出荷制限等の指示が出されたことから、肉用牛農家においては、経営及び生活に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念されているところです。

一方、肉用牛農家を含む農家からは、つなぎ資金についての国の実質的債務保証による取組自体を知らなかったという声が、引き続き聞こえてきているところです。

つきましては、生産者団体の畜産部会その他作物別部会等を通じ、農家に別添のチラシを配布いただき、迅速かつ遺漏なく全農家に本取組の内容の周知をお願いするよう同団体に依頼したので御了知 [いただくとともに、農家に対する一層の円滑な資金の融通に努めて] 頂きたく、【傘下会員等に対してこの旨を周知徹底するよう、】よろしく願いいたします。

なお、関係道県その他関係機関に対し別添写しのとおり依頼したので、ご了解願います。

写

23 生畜第 959 号
23 経営第 1388 号
平成 23 年 8 月 11 日

岩手県農林水産部長
宮城県農林水産部長
福島県農林水産部長
茨城県農林水産部長
栃木県農林水産部長
群馬県農林水産部長
千葉県農林水産部長
神奈川県環境農政部長

殿

農林水産省生産局畜産部畜産企画課長

農林水産省経営局金融調整課長

「つなぎ融資」の農家への周知について(依頼)

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、当面の資金繰りに支障を来す農林漁業者等に対する金融の一層の円滑化については、これまで関係金融機関等に対して依頼してきたところです。

このような中、牛肉から食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたことに伴い出荷制限等の指示が出されたことから、肉用牛農家においては、経営及び生活に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念されているところです。

一方、肉用牛農家を含む農家からは、つなぎ資金についての国の実質的債務保証による取組自体を知らなかったという声が、引き続き聞こえてきているところです。

つきましては、貴職におかれましては、関係部署のほか市町村を通じ、農家に別添のつなぎ融資のご案内のチラシを配布し、迅速かつ遺漏なく全農家に本取組の内容の周知するよう、よろしく願いいたします。

なお、生産者団体その他関係機関に対し別添写しのとおり依頼したので、ご了解願います。

写

23 生畜第 959 号

23 経営第 1388 号

平成 23 年 8 月 11 日

北海道農政部長
青森県農林水産部長
秋田県農林水産部長
山形県農林水産部長
埼玉県農林水産部長
静岡県農林水産部長
新潟県農林水産部長
岐阜県農林水産部長
三重県農林水産部長
島根県農林水産部長

殿

農林水産省生産局畜産部畜産企画課長

農林水産省経営局金融調整課長

「つなぎ融資」の農家への周知について(依頼)

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、当面の資金繰りに支障を来す農林漁業者等に対する金融の一層の円滑化については、これまで関係県等の金融機関等に対して依頼してきたところです。

このような中、飼料の暫定許容値を超える放射性セシウムに汚染された稲わら等を利用されたことに伴い出荷制限等の指示や風評被害を受けた肉用牛農家においては、経営及び生活に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念されているところです。

このような農家向けについては、既に国が実質的に保証を行うつなぎ資金の融通が可能となっておりますので、貴職においても今回の被害を受けた農家に対し周知徹底に努めて頂きたいと、よろしくお願ひいたします。

なお、生産者団体その他関係機関に対し別添写しのとおり依頼したので、ご了承ください。

出荷制限・自粛などの影響を受けた 農林漁業者の皆様へ(つなぎ融資のご案内)

- 出荷制限・自粛などによる被害を受けた農林漁業者の方が借り入れるつなぎ融資について、国が実質的な保証を行うこととしました。
- 国が実質的な保証を行いますので、例えば、債務の延滞を理由に融資が受けられなかった方でも、当座の資金繰りのためにつなぎ融資を借り入れることができます。

《ご利用にあたって》

- ① 県及びJA・JFグループの利子助成により、実質的に無利子での融資となっています。(条件は県や融資機関によって異なる場合があります。)
- ② 例えば、債務延滞者であっても、
 - ・ 出荷制限・自粛の影響を受けた農林漁業者は売上額の1/2程度
 - ・ 風評被害の影響を受けた農林漁業者は減収分の1/2程度まで借り入れることができます。
- ③ 申込みに当たっては、あらかじめ、東京電力に賠償請求を行って下さい。その上で、賠償請求額を記入して下さい。
- ④ 返済は、東京電力からの賠償金等の入金時になります。

お問い合わせ・ご相談先：

金融機関等において連絡先を記入願います。

- ・ お近くの金融機関 (基金協会と契約を締結している農協、銀行、信金、信組など)
- ・ 農業信用基金協会・漁業信用基金協会
- ・ 農林水産省経営局金融調整課 (03-6744-2171)
- ・ 水産庁漁政部水産経営課 (03-3502-8416)

**つなぎ融資資金の借入時に必要な書類
(このほか金銭消費貸借契約書等が必要
です。)**

〔 ひ な 形 〕

覚 書

- 1 この覚書は、〇〇 〇〇（債務者兼保証委託者。以下「丙」という。）が、原子力損害の賠償に関する法律に基づき設置された原子力損害賠償紛争審査会において、原子力損害の範囲の判定指針等に基づき丙に支払われる賠償（以下「賠償金」という。）が実際に丙に対して支払われるまでの間、〇〇農業協同組合〔銀行・信用金庫・信用組合〕（以下「乙」という。）から借り入れ、〇〇農業信用基金協会（以下「甲」という。）に債務保証を委託しようとするつなぎ融資資金の償還方法、賠償金の入金口座及びつなぎ融資資金の借入額の計算方法について定めるものとする。
- 2 つなぎ融資資金の償還方法は、東京電力株式会社から丙が指定した入金口座に賠償金が振り込まれたとき、本件つなぎ融資資金以外の借入金の償還金又はその他債務に先立ち、丙はすべての賠償金をつなぎ融資資金の弁済期の到来の有無に関わらず、つなぎ融資資金の返済にあてるものとする。
- 3 丙が指定する賠償金の入金口座は、〇〇農業協同組合〔銀行・信用金庫・信用組合〕〇〇口座〇〇〇〇とする。
- 4 つなぎ融資資金の借入額の計算方法は、出荷停止品目の廃棄および不耕作地の損害に係わる報告書及び風評被害品目の廃棄および不耕作地の損害に係わる報告書の損害金額の合計額に2分の1を乗じて得た金額を上限とし、1,000円未満の金額は切り捨てる方法によるものとする。
- 5 この覚書は、3通作成し、甲、乙及び丙において各1通を保有するものとする。

平成23年〇月〇日

甲 〇〇農業信用基金協会
会長理事 印

乙 〇〇農業協同組合〔銀行・信用金庫・信用組合〕
代表理事組合長〔頭取・理事長〕 印

丙 債務者兼保証委託者
住所
氏名 印

(別紙)

つなぎ資金の借入額計算資料

1. 出荷停止品目の廃棄および不耕作地の損害に係わる報告書((1) + (2)) _____円
- (1) 廃棄金額 _____円
- (2) 圃場廃棄及び不耕作による損害金額 _____円
2. 風評被害品目の廃棄および不耕作地の損害に係わる費用((1) + (2)) _____円
- (1) 廃棄金額 _____円
- (2) 圃場廃棄及び不耕作による損害金額 _____円
3. 損害金額合計(賠償請求額)(1 + 2) _____円
4. つなぎ融資の借入額(3 × 1/2が上限。1,000円未満切り捨て) _____円

つなぎ融資借入申込書兼債務保証委託申込書(農業経営復旧対策特別保証)

- 農業協同組合[銀行・信用金庫・信用組合]
代表理事組合長[頭取・理事長] ○○ 様
- 農業信用基金協会 代表理事会長 ○○ 様

住 所
氏 名 印
生年月日 年 月 日生(歳)
電話番号

下記の通りつなぎ資金(農業経営復旧対策特別保証)を借り入れたいので申し込みます。

東京電力への賠償請求額 (A)	千円
借入申込額 (B) \leq (A) \times 1/2	千円
借入希望日	平成23年 月 日
償還期限	年
うち据置期間	年
資金用途	
既往資金借入先金融機関	